# 「通信・放送の総合的な法体系の在り方」

(平成 20 年諮問第 14 号 答申(案)) **に対する意見** 

氏名:早河 洋

会社名:株式会社テレビ朝日

住所:東京都港区六本木6丁目9番1号

項目	意見
1. 法体系見直しの必要性	我が国は、情報インフラの整備状況では既に世界の最先端
(1) 2010年という節目	にあると認識しますが、ICT 分野ではアメリカや韓国に遅れ
	を取っている部分も目立ちます。法制度を整備することによ
	って、世界最先端の通信・放送サービスを実現しようとする
	アプローチはひとつの政策手段として理解できますが、我が
	国の遅れの原因は法制度上の欠陥に起因するというよりも、
	むしろ技術戦略やコンテンツ政策、さらに日本企業の国際戦
	略に問題があるように思われます。
	答申案が、世界最先端の通信・放送サービスの実現を目指
	し、規制緩和を主眼にした内容となっていることについて評
	価いたしますが、法体系を見直すにあたっては、それにより
	何を達成するのか、国民生活の向上にどのように資するのか
	を明確にするとともに、国民が真に望んでいることを汲み上
	げて、法律に的確に反映させることが重要と考えます。
	また、既存事業者に対し、現行の事業形態やビジネスモデ
	ルの変更を強制したり、経営基盤を揺るがすものであっては
	ならないと考えます。こうした点に十分留意した上で、法体
	系の見直しを図るべきと考えます。
	具体的な法案化の作業に際し、放送事業者の意見が適宜反
	映されるよう、意見聴取の機会を頻繁に設けていただくよう
	強く要望いたします。
(3)見直しに当たっての3つの	5つの目的の「③ 迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営
視点と5つの目的	の選択肢を拡大する制度の整備」について、民放事業者はデ
	ジタル化に取り組む一方で、将来に向け生き残りをかけた経
	営努力を続けており、経営の選択肢を拡大する方向性が示さ
	れたことについて評価いたします。

項目	意見
2. 伝送設備規律	「通信及び放送両用の無線局の開設を可能とする制度」を
(1) 電波利用の柔軟化	整備するにあたり、「『本来の目的』以外の他の目的への利用
①電波利用の柔軟化	を義務付けるものとはしない」としている点について、放送
	事業者が割り当てられた周波数を自らの意思で通信など他目
	的に利用することを可能にするとともに、第三者への貸し出
	し義務は課されないということであり、経営の選択肢を広げ
	る規制緩和として適切と考えます。
	ついては他目的利用を放送事業者が自律的に決められるこ
	とを制度上保障するため、答申案の趣旨を法律で規定すべき
	と考えます。
② ホワイトスペースの活用	「無線局の既存業務に影響を与えない範囲で」とされたこ
	とを担保するため、放送を干渉妨害から十分保護するよう、
	制度設計にあたって慎重な配慮が不可欠と考えます。
(3) 迅速な新サービス・新製品	免許不要局の空中線電力の上限が法律上 10 ミリワットと
の導入の促進	なっていることを見直し、免許不要局の範囲を拡大する方向
① 免許等を要しない無線局(免	性が示されていますが、「無線システムの機能、使用する周波
許不要局)の範囲の見直し	数、利用形態等」について十分に検証し、放送など既存の無
	線局に電波干渉が起きないようにすべきと考えます。

# 項目 意見 3. 伝送サービス規律 他人の情報を運ぶ「通信」と、自らが制作した情報を自ら (3) 放送・有線放送の安全・信 の伝送設備を使って送り出す「放送」ではサービスの形態が そもそも異なるため、それぞれに適合する法体系が作られて 頼性の確保 きた経緯に留意すべきと考えます。 重大事故の報告義務について、法制上の義務はありません が、民放各社は事故発生時、速やかに各総合通信局に報告し ており、行政の必要十分な監督が行われていると考えます。 重大事故の報告義務を検討するにあたって、過度な負担を課 すような規律・規制としないことを要望いたします。 放送中止事故の多くは、落雷や台風など自然災害によるも ので、これは高出力の無線設備を山上や離島など気象条件の 厳しい環境下に設置せざるをえない固有の事情に起因しま す。また放送事業者は、2011年の完全デジタル化移行を最優 先に、莫大な投資を行っているところです。 設備の維持義務について、答申案は「具体的な規定につい ては、今後、放送・有線放送の実情を踏まえたうえで検討す る」としていますが、検討にあたって、こうした放送固有の 事情に十分配慮するよう要望いたします。

項目	意見
4. コンテンツ規律	放送の概念・名称や、放送法の理念・目的を新たな法体系
(1)メディアサービス(仮称)	においても維持し、コンテンツ規律の対象を従来の「放送」
の範囲	にとどめるとの方向性を明確に打ち出した点について適切と
	考えます。
(2) コンテンツ規律の基本的な	放送関連四法の集約・大括り化にあたっては、各放送事業
考え方	者が果たしてきた機能・役割やビジネスモデルを損なわない
	ように配慮するとともに、著作権法など関連法制との整合性
	にも配慮し、放送事業者や著作権者など関係者に混乱や不利
	益が生じないようにすべきと考えます。
	放送関連四法の集約・大括り化に当たって、「放送法の目的
	の規定をベースとすることが適当」とされたことに関連して、
	「放送による表現の自由」「放送番組編集の自由」を保障した
	現行放送法の第1条及び第3条の規定を、新たな法体系でも
	継承すべきと考えます。
(3)具体的規律	現代社会の基盤を形成するための情報を逼く国民に届ける
① 一定の放送を確保するため	基本的なインフラとしての放送の機能・役割を確実に確保す
の規律	るために「放送普及基本計画のような枠組みは必要」とした
	点について適切と考えます。
	放送普及基本計画の対象が「国として制度的に確実に確保
	すべき放送」であることから考えれば、「電波利用の柔軟化に
	より実現する放送」など新たな形態の放送については、国の
	関与を減らす上でも、基本計画の対象外とすることは適切と
	考えます。

項目	意見
4. コンテンツ規律	「放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続
(3)具体的規律	とし、その一致又は分離の別を事業者が選択可能とする」と
② 業務開始の手続等	されたことについて、同一エリアの複数の放送事業者が、中
ア 経営の選択肢の拡大	継局などの放送設備を統合し、経営効率化を図ることが可能
	になるなど、経営の選択肢の拡大に資するものとして妥当と
	考えます。
ウ 放送施設の設置と放送の業	地上放送がハード・ソフト一致の事業形態の下で、全国に
務を別々の行政手続とする	あまねく普及した実績を評価した上で、免許・認定にあたり、
際に必要な措置	ハード・ソフト一致を希望する事業者を優先する旨が明記さ
	れたことについて評価いたします。
	なお、放送施設の設置と放送の業務を別の行政手続きとす
	るにしても、地上放送に期待される機能・役割は今後も変わ
	らないので、放送事業者が両方の業務を行うことを基本に、
	いずれかの業務のみを行うことも選択できるような制度とす
	べきと考えます。その際、ハード・ソフト一致の事業形態を
	希望する事業者が、この事業形態を確実に維持できるよう、
	法律で規定することを要望いたします。
	衛星放送における受託放送事業者が、放送の業務を行う他
	者に施設を提供しながら、自らも放送の業務を行う場合、「自
	社チャンネルの優遇といった差別的な取扱いを防止する必要
	があるときは、そのための措置を講ずる」としている点につ
	いて、委託放送事業者に放送の公平公正な機会を保障するた
	め妥当と考えます。

#### 項目

# 4. コンテンツ規律

- (3) 具体的規律
- ② 業務開始の手続等
- エ 規律の振り分けに係る留意 事項

#### 意見

地上放送において、放送施設の設置と放送の業務の行政手続きが分かれることにより、これまで自主性・自立性が尊重されていた番組内容や番組準則、番組基準についても許認可の対象になる可能性が生じることになります。これら番組準則等に違反したかどうかを行政が判断し、それに基づき、業務停止命令や免許・認定の取り消しができるような運用がなされる懸念があります。

放送の業務の「認定」にあたって、誰が、どのような基準に基づき、認定を行うのか、憲法が保証する言論・表現の自由に抵触するような基準であってはならないのは言うまでもなく、恣意的運用がなされないような制度設計が不可欠と考えます。

また、新たな法体系において、放送の業務を行う事業者の どのような行為が法令違反に該当し、また法令に違反した場 合に、どのような罰則が課せられるのかについての考え方も 早急に明確にする必要があると考えます。その罰則や処分は、 行政による番組内容への介入に道を開くものであってはなら ないと考えます。

規律や規制の解釈、運用に当たっては、恣意的な運用等を 排除するため、解釈、運用の責任主体を明確化すると同時に、 判断基準の公表、弁明の機会等救済方法を明らかにすること により、行政手続きの公平性・透明性を図ることが必要不可 欠と考えます。

NHK と民放 201 社は、番組内容が番組準則や番組規準に違反したかどうかの判断を「BPO=放送倫理・番組向上機構」に委ねており、新たな法体系の下でもこれは変わるものではないと考えます。BPO から改善の要求があった場合には、真摯に受け止め、再発防止に努めていく所存です。

### 4. コンテンツ規律

#### (3) 具体的規律

③ 番組規律

民放事業者が番組種別の公表等をするにしても、その公表 内容や公表の仕方等については放送の自主自律の原則の下、 法律で義務付けられるまでもなく、放送事業者が、自主的に 行うべきものと考えます。

一方、ショッピング番組は、視聴者のニーズも大きく、不 況の中、個人消費のけん引役になっている側面もあります。 ショッピング番組の取り扱いに関して、民放連では視聴者、 消費者団体からの指摘を受け、視聴者保護の観点から検討を 進めているところです。ショッピング番組の扱いについても 放送事業者の自主自律に委ねるべきと考えます。

## テレビ朝日

④ 表現の自由享有基準	表現の自由享有基準の緩和を検討する方向性は妥当と考え
	ます。現在、地上放送のテレビとラジオの表現の自由享有基
	準は同一基準となっていますが、これをメディア別に異なる
	ものに見直す方向性は、例えば経営環境の厳しいラジオに特
	化した緩和も可能になることから、検討に値すると考えます。

項目 意 見

#### 4. コンテンツ規律

- (3) 具体的規律
- ⑤ 再送信制度の在り方

大臣裁定制度は、難視聴地域において、地上放送の再送信メディアとしてケーブルテレビの役割が期待されたため、再送信が円滑に行われるよう設けられた制度と理解します。しかし、これまでの裁定案件はすべて難視聴解消とは無関係の区域外再送信に関するものであり、ケーブルテレビ事業者が裁定申請をすれば、例外なくケーブルテレビ事業者の主張が認められる一方的な制度となっています。

区域外再送信は、ケーブルテレビ事業者が契約者獲得のための付加的サービスとして実施しているケースが大半で、ケーブルテレビに求められる難視聴解消などの本来の機能・役割とは趣旨を異にするものであり、区域外再送信については本来、ビジネス上の問題として民間同士で解決を図るべきものと考えます。

また、答申案は、同意裁定に当たって「『受信者の利益』を確保する必要がある」としていますが、「受信者の利益」を保護すべきとする法律上の根拠規定はなく、その利益は他の関係者の利益と比較して判断されるべきものと考えます。答申案は「その他の県の地上放送を再送信により視聴できる」ことまで、「受信者の利益」としていますが、自県の地上放送が受信できない場合などを除き、その範囲を逸脱していると考えます。

民放テレビ 127 社のうち 2008 年度決算で約半数の 60 社が最終赤字を計上しました。このうち東名阪のキー局な ど 15 局と、独立U局 13 局を除いた 99 局の地方局の 2008 年度の経常利益は前年度に比べ約 51%減少しています。

一方、ケーブルテレビ事業は、2007 年度の数字になりますが、営業利益は 4746 億円 (対前年比 117・2%)、営業利益は 382 億円 (同 132・6%) と大幅に増加しており、また、単年度黒字の事業者の比率も 79・8%と、順調に推移していることがうかがえます。

地域経済の低迷と、デジタル投資の負担増は、経営基盤の弱い地方局の収益を圧迫しており、このような厳しい経営環境下で区域外再送信をなし崩し的に容認、拡大していくことは、地方局の収益を一層圧迫し、経営基盤に重大な影響を及ぼしかねません。

以上の理由から、大臣裁定制度は廃止すべきと考えます。 仮に大臣裁定制度を維持するのであれば、「当事者間の協議 が多数進行中であるという現状も考慮することが必要」と した点を踏まえ、裁定申請をすればケーブルテレビ会社に

## テレビ朝日

再送信を認める現在の硬直した制度ではなく、新たな法体系の元で、中立公正な制度として設計し直すとともに、裁定制度の適用範囲を、難視聴解消に限定するなど、厳密な運用を行うべきと考えます。

一方、裁定制度を電気通信役務利用放送による地上放送 の再送信にまで拡大することについて、現在、放送事業者 と I P事業者間の話し合いにより、円滑に運用されており、 裁定制度を拡大する必要性はないものと考えます。

電気通信役務利用放送は本来地域を限定するものではないため、裁定によって無秩序な区域外再送信が認められれば、現在の県域単位の放送制度を形骸化させることにつながりかねません。難視聴解消を目的としない営利目的の都市部等での再送信の場合など、裁定制度の本来の趣旨を逸脱するものと考えられますので、拡大には強く反対いたしします。

項目	意見
7. 利用者利益の確保・向上のた	「通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための
めの規律	方策について、別途検討することが適当」との記述について、
	放送に関する利用者保護の対象を有料放送に限定していませ
	んが、番組に関する苦情や問い合わせなど番組関連は対象と
	すべきではないと考えるので、放送分野の対象は有料放送に
	限定するのが適当と考えます。
8. その他の論点	無線局の他用途利用について、NHKは、「放送の業務を行
(1)特定の法人の位置づけ	うために法律により特別に設立された特殊法人であり、いた
② 日本放送協会(NHK)の	ずらにその業務範囲を拡大すべきではないことから、慎重に
扱い	検討することが必要」との指摘は妥当と考えます。

以上